

町・県民税の申告相談

相談日	地区	対象区
2月16日(月)		折原上郷、折原下郷、上平・下小路、立原
17日(火)	折原	秋山、三品、平倉、山居、柄谷、五ノ坪
18日(水)		用土6、7、8、9、10
19日(木)	用土	用土1、2、3、4、5、11、12
20日(金)	男 食	伊勢原、谷津、蔵田、塚田、鷹ノ巣、西古里
22日(日)	全地区	町内全地区（平日に都合のつかない方など）
23日(月)		男食上郷南、男食上郷北
24日(火)	男 食	男食下郷、塚越
25日(水)		赤浜
26日(木)		中郷、牟礼、今市
27日(金)	市街地・西部	本町、中町、栄町、武町、金尾、風布
3月 1日(日)	全地区	町内全地区（平日に都合のつかない方など）
2日(月)	市街地・西部	茅町、花町、六供
3日(火)		本宿、末野2、3、4
4日(水)	西 部	常木、菅原
5日(木)	全地区	町内全地区
6日(金)		立ヶ瀬、三ヶ山、保田原、小園
9日(月)	鉢 形	木持、上の町、内宿、関山
10日(火)		上の原、露梨子
11日(水)		本村、岩崎、中小前田
12日(木)	桜 沢	山崎、南飯塚、上組
13日(金)		
16日(月)	全地区	町内全地区

町・県民税の申告相談が2月16日(月)から始まりますので、期間内に忘れずに申告を済ませてください。

また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

申告期間／2月16日(月)～3月16日(月)

受付時間／午前9時～11時30分、

午後1時～3時30分

申告会場／役場6階会議室

- ・受付時間外は相談を受けることはできませんのでご注意ください。
 - ・お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。
 - ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

熊谷税務署からの
お知らせ

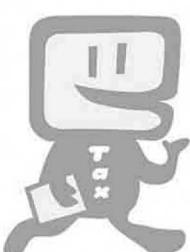
務署からの お知らせ

確定申告の仕事

は、2月16日(月)～3月16日(月)です。
なお、熊谷税務署会場では、平日
(月～金曜日)以外でも2月22日(日)と
3月1日(日)に限り、確定申告書用紙
の配布や申告相談、申告書の受付、納
付相談を行います(現金納付、納税証
明業務は行いません)。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コナー」では、画面の案内に従つて金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税等の申告書を作成できます。作成したデータは、プリントアウトして郵送等で提出できます。

また、作成したデータをe-Tax(電子申告)により送信することで、自宅等で申告することができます。e-Taxをご利用いただくと、添付書類の提出省略や3週間程度で還付が受けられるなどのメリットがありますので、ぜひご活用ください。



国税庁 e-Tax のキャラクター
イーク君

納税証明書を請求する方へ

2月、3月は確定申告期間のため、平成26年分の納税証明書を請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの方は、納税証明書の請求時に税務署受付日付印のある申告書控（電子申告を利用して確定申告した場合は「送信票」）と納税したときの領収証書

- ・ 収入印紙、または現金（1税目1年度1枚につき40円）
- ・ 本人（法人の場合は代表者）、または代理人を確認できる書類（運転免許証など顔写真付きの書類。顔写真のない書類の場合は、種類の異なる2枚の書類の提示が必要となります）
- ・ 印鑑（法人の場合は代表者印、代理人の場合は代理人印）
- ・ 代理人が来署する場合は、本人（法人の場合は代表者）からの委任状
- ※ e-Tax でオンライン請求することもできます。なお、自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で納税証明書を受け取る場合には、電子証明書等が不要となりますので、ぜひご利用ください。代理人による受け取りも可能です。詳しくは e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.ntago.jp>) をご覧ください。

介護保険要介護認定者の障害者控除の認定について

65歳以上(平成26年12月31日現在)の要介護3～5の方、またはその方を扶養している親族の方は、税法上の障害者控除の適用を受けることができます。この場合、健康福祉課へ障害者控除対象者認定申請を行い、障害者控除対象者認定書を受けて、申告の際にお持ちいただくことになります。詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ／健康福祉課（☎ 581-2112・123・124）へ。

申告期限・納期限等		
種別	申告期限・納期限*1	口座振替日*2
所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)	4月20日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	3月31日(火)	4月23日(木)
贈与税	3月16日(月)	

* 1 申告書の提出後、税務署から納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納期限までに納付書に現金を添えて、お近くの金融機関で納付してください。

* 2 振替納税は、申告期限までに申告書を提出した方に限り利用できます。また、事前に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要ですので、新規申し込みの方、金融機関や口座を変更する方、転居等により所轄税務署が変わった方は、3月16日(月)までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コナー」では、画面の案内に従つて金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税等の申告書を作成できます。作成したデータは、プリントアウトして郵送等で提出できます。

また、作成したデータをe-Tax(電子申告)により送信することで、自宅等で申告することができます。e-Taxをご利用いただくと、添付書類の提出省略や3週間程度で還付が受けられるなどのメリットがありますので、ぜひご活用ください。

問い合わせ／熊谷税務署（☎ 521・40
32) へ。

・還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座がわからるもの

・その他、申告に必要と思われるもの

**町の申告会場では
受け付けられない申告**

所得税及び復興特別所得税の確定申告をされる方のうち、次に該当する方は対象年中のすべての所得（給与、年金等がある方はそれらも含む）を税務署で申告してください。

・譲渡所得（土地・建物・株式等の譲

は、2月16日(月)～3月16日(月)です。

なお、熊谷税務署会場では、平日(月～金曜日)以外でも2月22日(日)と3月1日(日)に限り、確定申告書用紙

支払者から再発行を受けてください。
医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、かかつた人ごとの領収書の合計額を明細書にまとめてからお越しください（生命保険や社会保険等によつて補填された額がある場合は、その合計額も明細書にまとめてください）。明細書が作成されていないと申告ができません。なお、インフルエンザ等の予防接種、治療につながらない検査、美容目的の医療や文書代等は医療費控除の対象となりませんので算入しないようご注意ください（明細書は本誌1月号と同時に配布）。

税務課からのお願い

申告相談にお持ちのただぐもの

朱肉を付けて押すタイプのもの

- ・ 渡）、先物取引があつた方の申告
- ・ 損失・損益通算等の申告
- ・ 災害等による居宅などの財産の被害の申告（雜損控除）
- ・ 災害等による事業用資産などの損失のある方